平成30年度 第12回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時: 平成31年3月11日(月)午後3時

2. 場 所:阿見町役場 3階 305会議室

3. 出席委員:農業委員 10名

農地利用最適化推進委員 9名

 1番 藤 平 清 子 君
 1番 渡 邉 通 君

 2番 浅 野 敬 司 君
 2番 大 塚 康 夫 君

 3番 吉 田 和 嗣 君
 3番 長 沼 一 美 君

4番 小見川 清 君 4番 齊 藤 正 義 君

5番 柳 生 利 幸 君 5番 横 田 親 雄 君

6番 吉 田 修 夫 君 6番 栗 山 繁 君

7番 小 泉 治 久 君 7番 野 口 裕 司 君

8番 横 張 清 彦 君

9番 青 山 和 泉 君9番 中 山 進 君10番 山 崎 久 司 君10番 柳 生 均 君

4. 欠席委員:なし

5. 議事日程:第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第5号 阿見町農作業標準賃金(案)について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に ついて

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に ついて

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君 農業委員会事務局 高橋 範夫 君 農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長: 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろ しいか諮ったところ全員異議なしにより、2番浅野敬司委員・3番吉田和嗣委員の両 名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長: 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と いたします。

整理番号5番が、農地利用最適化推進委員10番栁生均委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明お願いします。

事 務 局: 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日2月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が13aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号2番、申請日2月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が8 a です。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号3番、申請日2月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が26 a です。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号4番、申請日2月25日、申請地阿見町大字○○、地目は田、2筆、面積合計が14aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号5番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が3aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号6番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が15aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号7番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が20aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、離農する為でございます。

整理番号8番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が5 a です。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号9番、申請日2月25日、申請地阿見町大字○○、地目は田、1筆、面積が36aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、離農する為でございます。

整理番号10番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、3筆、畑、1筆、面積合計が11aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。大蔵省(物件番号0022)の公売でございます。

議 長: 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番9番を9 番青山和泉委員、整理番号3番8番を6番吉田修夫委員、整理番号4番10番を3番 吉田和嗣委員、整理番号5番6番を5番柳生利幸委員お願いします。

9番: 整理番号1番2番9番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。整理番号1番2番の譲受人については、同一人物であり、申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため取得するものであります。いずれの農地も耕作されており、農作業に従事する家族の状況からみて、申請地を含め、農地を効率的に利用できるものと見込まれます。よって、本申請については、許可相当であると判断いたします。

次に、整理番号9番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲渡人からの要望により、売買契約により取得するものであ

ります。現地は、現在、耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われます。譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと 見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、 よろしくお願いいたします。

6番: 整理番号3番8番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため取得するものであります。いずれの農地も耕作されており、農作業に従事する家族の状況からみて、申請地を含め、農地を効率的に利用できるものと見込まれます。よって、本申請については、許可相当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3番: 整理番号4番10番について報告します。整理番号4番について、現地調査の結果、 事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売 買契約により取得するものであります。現地は、耕作されており、農作業に従事する 家族の状況からみて、農地を効率的に利用し、適正に耕作するものと見込まれますの で、本申請については、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号10番について報告します。申請農地は、公売により売却決定されたもので、譲受人が農業経営規模拡大のため、取得するものであります。いずれの農地も耕作されており、農作業に従事する家族の状況からみて、申請地を含め、農地を効率的に利用できるものと見込まれます。また、本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、許可相当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番: 整理番号5番6番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため取得するものであります。いずれの農地も耕作されており、農作業に従事する家族の状況からみて、申請地を含め、農地を効率的に利用できるものと見込まれます。よって、本申請については、許可相当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長: これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農地利用最適化推進委員10番栁生均委員 入室)

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長: 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定 についてを議題といたします。

事務局説明お願いします。

事務局: 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積2 a です。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は平成31年4月3日から平成31年7月31日までです。契約内容は所有権移転(売買)です。

議 長: 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清 彦委員お願いいたします。

8番: 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりでありま

す。申請地は、現在、畑として、利用不可能な農地であり、農地の広がりもないこと や、隣地境界についても問題ないと思われます。また、周辺農地について、影響を懸 念することもありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議 のほど、よろしくお願いいたします。

議 長: これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員举手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)>

議 長: 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)を議題といたします。

事務局説明お願いします。

事務局: 議案第3号 現況確認証明の発行について (非農地証明)

整理番号1番、申請日2月22日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、 1筆、面積は8a、用途は登記申請(地目変更)の為で、現況写真(非農地)国土地 理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号2番、申請日2月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計は3a、用途は登記申請(地目変更)の為で、現況写真(非農地)国土地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議 長: 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清 彦委員、2番を9番青山和泉委員お願いいたします。

8番: 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は宅地課税であります。また、平成6年の航空写真からも、建物が建築されており、宅地として利用されている状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

9番: 整理番号2番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は農地課税でありますが、現地は現在、山林状態であり、農地にもどせる状態ではありませんでした。また、平成6年の航空写真からも山林状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長: これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番: 整理番号2番の2筆の地番が離れていますが、隣接でしょうか。

事務局: 少し離れています。細かな筆が集まっている場所です。平成30年4月に隣接の2 筆が現況確認証明の申請があり、非農地証明が発行されております。今回の2筆は、 当時、未相続でした。平成30年12月11日に相続が完了しましたので、申請となりました。

議 長: ほか、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員举手)

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長: 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議 題といたします。

整理番号1番2番が農業委員8番横張清彦委員に、整理番号7番から9番が農地利用最適化推進委員4番齊藤正義委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明お願いします。

事務局: 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、4筆、面積合計が122a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が42a、権利は使用 貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が19a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、1年の再設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が60a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が19a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、5年の再設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積合計が11a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、5年の再設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆、面積合計が56a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、 5年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が30a、権利は 賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、5年の再設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が41a、権利は 賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、5年の再設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が11a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は果樹で、10年の再設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が30a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、9年の新規設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、5筆、面積合計が15 a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、9年の新規設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が40a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、9年の新規設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が35a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲、9年の新規設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が19a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、9年の新規設定です。

整理番号16番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、5筆、面積合計が26a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、9年の新規設定です。

整理番号17番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が34a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、9年の新規設定です。

整理番号18番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が32a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、9年の新規設定です。

整理番号19番、申請地、阿見町○○、地目は田、1筆、面積合計が6a、権利は 使用貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 議 長:

整理番号11番から18番が9年の設定なのは、なぜでしょう。10年であれば、 1番:

農地中間管理機構への貸付も考えられると思います。

務 局: 始期が平成31年3月12日、終期が平成40年12月31日、年末できっている

ので、9年9ヶ月、表記が年なので9年となっています。

議 長: 他、質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決 をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員举手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員8番横張清彦委員、農地利用最適化推進委員4番齊藤正義委員 入室)

<議案第5号 阿見町農作業標準賃金(案)について>

議 長: 続いて、議案第5号 阿見町農作業標準賃金(案)についてを議題といたします。

事務局説明お願いします。

議案第5号 阿見町農作業標準賃金表(案)について 務 局:

> 本日午後2時より賃金検討委員7名で、農作業標準賃金検討委員会を開催し、審議 していただきました。

検討委員会で報告委員を選出しましたので、報告をお願いいたします。

議 長: それでは、報告委員2番浅野敬司委員、お願いいたします。

農作業標準賃金検討委員会において、審議の結果、近隣の牛久市、稲敷市、美浦村 2番:

と比較検討し、農業環境は前年度と変化がないということで、従来通りとなりました。

議 長: これで報告委員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 阿見町農作業標準賃金について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員举手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

これより報告事項に入ります。事務局お願いします。 議 長:

事 務 局: 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 4、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。 平成31年3月11日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局: 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に

ついて、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務 局長専決により、書類を受理しました。

議 長: 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局: 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に 対する決定について、案件は10件です。

> 内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務 局長専決により、書類を受理しました。

議 長: 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局: 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、 案件は1件です。

> 内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務 局長専決により、書類を受理しました。

議 長: 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局: 続きまして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は2 件です。

> 内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務 局長専決により、書類を受理しました。

議 長: 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

くその他>

議 長: 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局: その他(事務連絡)

①活動報告

○2月14日(水)郡協 全委員研修会及び懇親会〔牛久市〕

○2月26日(火)あみまち農活フェア (㈱ヰセキ研修棟)

○3月 1日(金)担い手応援大会〔小美玉市〕

②今後の予定

○3月11日(月)農業委員会だより編集委員会 総会終了後

○3月18日(月)ジャガイモ作付 午前9時~

③現地調査及び総会の予定

○4月現地調査 4月 9日(火)

○4月定例総会 4月10日(水)午後3時から

議 長: 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございません か。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時00分 閉会

議	長	
議事録署	署名委員	
議事録署	署名委員	印